

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成29年6月28日（水）

午後7時15分

場所 教育委員会室

1 開 会

2 議 事

議案第90号 さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会委員の任命について
[非公開案件]

議案第91号 さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会委員の任命について [非公開
案件]

3 そ の 他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協
議の一部を改正する協議の回答について

4 閉 会

その他

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答を、別紙のとおり報告する。

平成29年6月28日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

写

総 総 総 第 1056 号
平成 29 年 6 月 26 日

さいたま市教育委員会 様

さいたま市長 清水 勇人



市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部を改正する協議について（回答）

平成 29 年 6 月 22 日付け教管教総第 822 号で協議のありました標記の件について同意します。

総務局総務部総務課
担当：野田
内線：2313



教育委員会会議録

(臨時会)

平成29年6月28日開催

さいたま市教育委員会

1 期	日	平成29年6月28日(水)
2 場	所	教育委員会室
3 開	会	午後7時25分から
4 出 席 者	教 育 長	細 田 真由美
	教育長職務代理者	大 谷 幸 男
	委 員 員	平 澤 奈 古
	委 員 員	石 田 有 世
	委 員 員	野 上 武 利
	委 員 員	武 田 ちあき
5 説明のための出席者		
	副教育長	久保田 章
	管理部長	矢 部 武
	学校教育部長	平 沼 智
	生涯学習部長	竹 居 秀 子
	管理部参事兼教育総務課長	西 林 正 文
	学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長	高 後 仁
6 会議録署名委員	平 澤 奈 古	

7 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。

新しい教育委員会制度では、教育長が教育委員会の会務を総理することとされておりますので、会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

いらっしゃいません。

細田教育長

本日の会議録の署名委員は、平澤委員にお願いいたします。

本日の議案のうち、議案第90号、91号は人事に係る案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

＜異議なし＞

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第90号、91号は非公開といたします。

本日の会議の順番ですが、まず公開であります「その他」を行い、次に非公開議案であります議案第90号、91号の順に審議を行うことといたします。

それでは議事に入る前に、改めまして、本日の教育委員会会議が新しい教育委員会制度に移行して、第1回目の会議となりますことから、冒頭、御挨拶をさせていただきます。

本日、私、細田眞由美は、清水市長より新たな教育委員会制度における教育長に任命されました。大変な重責ではございますが、しっかりとがんばりたいと思います。この重責を果たすには、その資質能力は極めて重要であると考えております。常に自己研鑽に励んでいかなければならぬと強く認識しているところでございます。本制度のもとでは、教育委員会の代表者と総括者が教育長に一本化されますことから、豊かな御経験と御見識のあられます大谷委員の勤められました委員長職に当たりますものを、私が担えるかという点に関しては、まだ不安ではございますが、委員の皆様の御指導と御支援をいただきながら成長し、この職責を果たせるよう全身全霊をもって取り組んでまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

少しばかり所信を表明させていただきたいと存じます。私は、教育界は戦後最大の改革期を迎えておりと認識しております。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、そしてA.I.等の技術革新を通してたらされております急激な社会産業構造の変化によりまして、次世代

に求められる資質能力が大きく変わる中、40年ぶりの大学入試改革、そして10年に1度の学習指導要領の改訂など同時に複数の大きな改革が実施されているところでございます。もとより、学習指導要領の改訂などにおきましては、社会の変化と連動して実施されるところでございますが、現在はこの教育のニーズに対応するために、これまでの改革を超えて子どもたちが未来社会を切り開くための資質能力とは何かを社会とともに共有し、さらに連携し、社会に開かれた教育課程の実践を求めております。私どもは、大変大きな転換点に教育活動の真ん中で教育行政を担っていくことについて、ある意味気概をもって前に進んでいかなければならぬと思っております。多くの山積しております課題について、私どもが全精力を注いで向かっていかなくてはならないところでございますが、第一に、この不確実性が増す世界で生き抜くための真の学力を子どもたちにつけていきたいということを皆様と共有したいと思っております。学力というと、いろいろな定義がありますけれども、2007年の学校教育法の改正によりまして学力の3要素がしっかりと規定され、基礎的な知識、技能の習得だけでなく、思考力、判断力、表現力、主体的に取り組む態度を身に付けることと定義されておるところでございますので、私どもはこの定義をしっかりと受け止めて、様々な教育活動を具現化する中で子どもたちが真の学力を身に付けられる、そういう教育活動を実践してまいりたいと考えております。その中で一つだけ特筆して申し上げたいのが、私は、学びの下支えになるものが、近頃盛んに言われております「非認知能力の育成」であると考えております。「非認知能力」と言いますと甚だテクニカルタームと言いますが、非常に難しい言葉のように思われますが、これはとりもなおさず私どもが長いこと不易のこととして教育活動の中で考えていた「人の気持ちに寄り添える子どもであること」「約束を守ること」「うそをつかないこと」、こういった本当に人として根源をなす、そういった力をつけていくことが「非認知能力の育成」であり、真の学力の形成の中にしっかりと横たわっているということを私の中ではますます認識を強くしているところでございます。これを道徳教育と申し上げてもよいかもしれません、そういった子どもたちに総合的な力をつけていく、これを第一に掲げながら教育活動を実践してまいりたいと考えております。私はこれまで教員として、そして教育行政職員として培ってきた経験を礎といたしまして未来を担う子どもたちの夢をかなえ、そういう力をつけていく教育活動を推進してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のお力を借りまして、未熟者ではございますが、精一杯がんばっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私から1点御報告を申し上げます。地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第13条第2項において、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と定められております。

この規定に基づきまして、平成29年6月28日付で、大谷委員を教育長職務代理者に指名いたしましたので御報告をいたします。

その他 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について

細田教育長 それでは、次第の3「その他」につきまして事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書を御覧ください。

「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について」御説明いたします。

本件につきましては、前回6月の教育委員会定例会議において議決をいただきました内容をもって、文書により市長への協議をいたしましたところ、それに対し平成29年6月26日付で市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

以上でございます。

細田教育長 それでは委員の皆様、御質問等ございますか。

細田教育長 質問等無いようでございますので、この件は終了といたします。

議案第90号 さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第91号 さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

8 閉

会

午後 7 時 42 分